

| | | |
|-------------|--------------|----------------------------------|
| 交渉情報 | NO.51 | 日本郵便(株)信越支社 金融営業部 郵便・物流営業部 |
| JP労組信越地方本部 | 2019年12月26日 | 添付資料:3枚 |

営業目標の改定について（1月1日改定）

日本郵便（株）信越支社 金融営業部、郵便・物流営業部は、本日（12月26日）「営業目標の改定（1月1日改定）」について地方本部に説明してきました。

今般の目標改定は、営業目標算定要素に変更が生じたことから改定を行うものです。

1. 目標額の改定局等

20局・部（局別・改定額については支社資料参照）

2. 改定日

2020年 1月 1日（水）

3. 労使の扱い

職場労使委員会（窓口）・部会労使委員会（窓口）

4. その他

(1) 職場周知については、個人目標等にも影響する可能性があることから、労使委員会開催前に行うことも「可」とします。

(2) 今般の**かんぽ不適正営業問題**について、総務省および金融庁は本社に対し行政処分等を下すことを検討していますが、現時点で確定したものではないため、今年度の営業目標については、今後改めて周知することとします。

なお、次年度の営業目標のあり方等については、本部・本社間の交渉が整理された段階で別途情報提供することとします。

(3) 今般の目標改定も、かんぽの営業目標を除くその他の商品の目標改定となりますが、引き続き、定額貯金満期のお客さま対応時を含め、かんぽ商品、投資信託及び提携金融サービス（がん保険・自動車保険を除く）の積極的なご提案は行わない。また、営業目標に関する推進管理・推進率等のフィードバックは実施しないこととなっています。

(4) 各支部においては、分会等と連携を強化し、整理内容等に沿わない事例等が発生した場合は、対応をはかるとともに速やかに地方本部に情報提供をお願いします。

以上